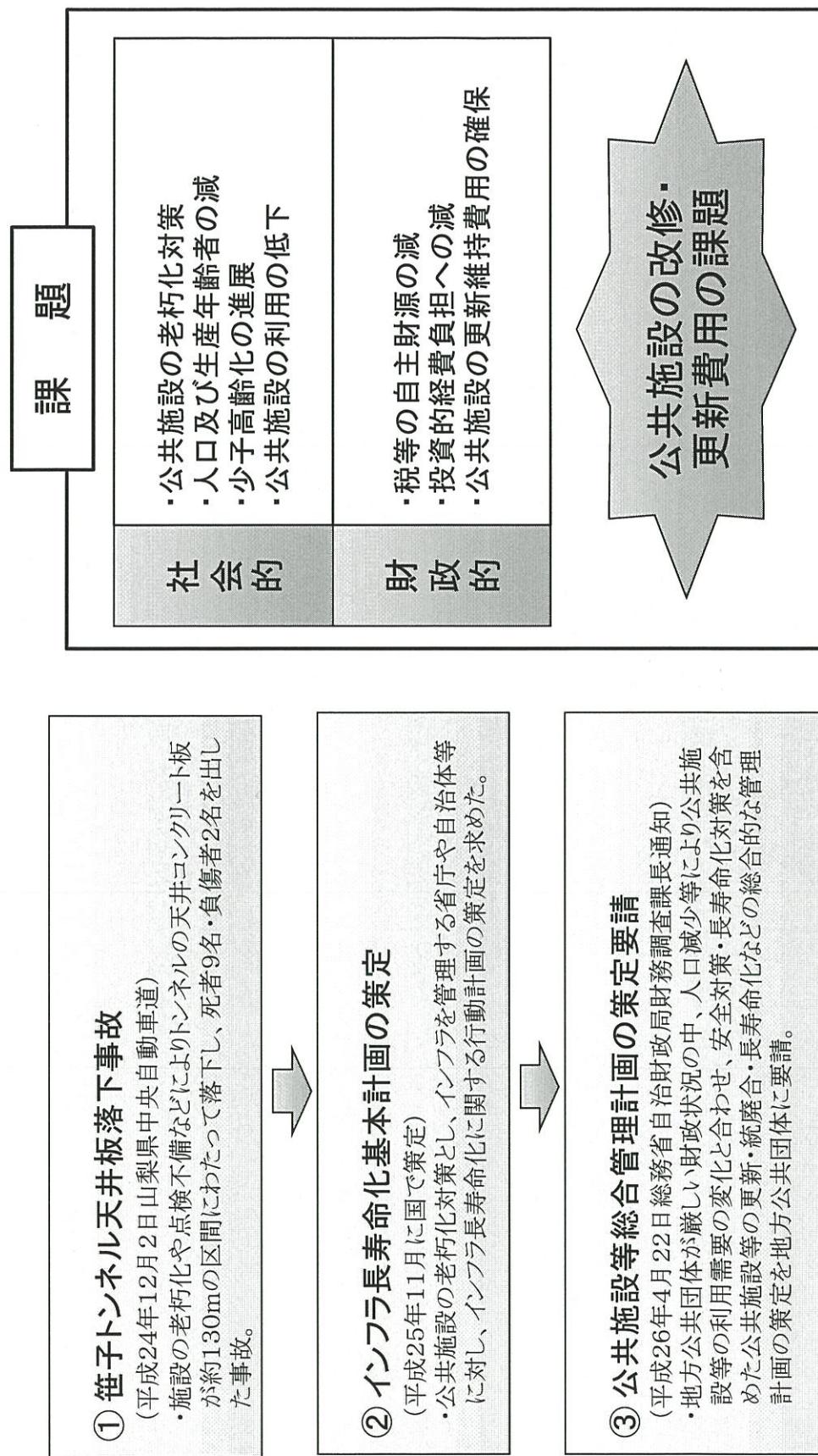


# 公共施設等総合管理計画策定への経過と課題

## 資料 5-1



地方公共団体で「公共施設等総合管理計画」を策定

## 公共施設等総合管理計画の概要

平成26年度  
第10回庁議 資料より

対象施設：全て(特会保有施設含む)の公共施設(＝ハコモノ+インフラ(道路、橋梁等)) 【必須項目】

### 1 公共施設等の現況及び将来の見通し

- (1)老朽化の状況利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- (2)総人口や年代別人口についての今後の見通し(30年程度) 【必須項目】
- (3)公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

### 2 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- (1)計画期間(10年以上) 【必須項目】
- (2)全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 【必須項目】
- (3)現状や課題に関する基本認識
- (4)公共施設等の管理に関する基本的な考え方 【必須項目】
  - ①点検・診断等の実施方針、②維持管理・修繕・更新等の実施方針、③安全確保の実施方針、④耐震化の実施方針、⑤長寿命化の実施方針、⑥統合や廃止の推進方針、⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
- (5)フォローアップの実施方針

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針について  
(平成26年4月22日総務省自治財政局財務調査課長通知)

### 策定支援措置

#### 特別交付税

- ・措置額：策定に係る経費の1/2
- ・期間：平成26年度～平成28年度

#### 地方債(除去却債)

- ・計画に基づく公共施設等の除却について地方債(充当率75%)の特例措置を創設
- ・市町村建設計画に基づく公共的施設の統合整備事業として行う除却に対しては、合併特例債(充当率95%、普通交付税基準財政需要額算入率70%)も充当可